



各位

シライ電子工業株式会社  
代表取締役社長 小谷峰藏  
(コード番号: 6658)  
問い合わせ先: 常務取締役 経営企画・営業担当  
亀井正巳  
電話番号: 075-861-8100

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2019年6月26日開催予定の第50回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 定款第22条(招集及び議長)につき、適切な記載とするため字句の追記を行うものであります。
- (2) 取締役会をより機動的に運営できるようにするため、定款第23条に取締役会の書面決議を可能とする規定を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
(招集及び議長) 第22条 (条文省略) 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前に各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 (条文省略)	(招集及び議長) 第22条 (現行どおり) 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 3 (現行どおり)
(新設)	<u>(取締役会の書面決議)</u> <u>第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</u>
第23条~第38条 (条文省略)	第24条~第39条 (現行どおり)

3. 日程

取締役会開催日 2019年5月20日(月)  
 株主総会開催日 2019年6月26日(水)  
 効力発生日(予定) 2019年6月26日(水)

以上